

四日市市公共下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年10月5日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第17号

四日市市公共下水道条例の一部を改正する条例

四日市市公共下水道条例（昭和34年四日市市条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正後			
(使用料の額)			
第17条 使用料の額は、次のとおりとする。			
汚水の種類	下水道使用料1箇月につき		
一般汚水	基本使用料	5立方メートルまで	<u>702.00円</u>
	超過使用料 (1立方メートル当たり)	5立方メートルを超え30立方メートルまで	<u>183.60円</u>
		30立方メートルを超え100立方メートルまで	<u>270.00円</u>
		100立方メートルを超え500立方メートルまで	<u>367.20円</u>
		500立方メートルを超えると	<u>410.40円</u>
き			
公衆浴場の汚水	1立方メートルにつき		16.20円
その他の汚水	工事用	1立方メートルにつき	<u>410.40円</u>
	その他	1立方メートルにつき	<u>183.60円</u>
備考			
1から3まで (略)			
2から4まで (略)			

改正前

(使用料の額)

第17条 使用料の額は、次のとおりとする。

汚水の種類		下水道使用料1箇月につき	
一般汚水	基本使用料	5立方メートルまで	<u>486.00円</u>
	超過使用料 (1立方メートル当たり)	5立方メートルを超え30立方メートルまで	<u>140.40円</u>
		30立方メートルを超え100立方メートルまで	<u>226.80円</u>
		100立方メートルを超え500立方メートルまで	<u>324.00円</u>
		500立方メートルを超えると	<u>367.20円</u>
き			
公衆浴場の汚水		1立方メートルにつき	16.20円
その他の汚水	工事用	1立方メートルにつき	<u>367.20円</u>
	その他	1立方メートルにつき	<u>140.40円</u>
備考			
1から3まで (略)			

2から4まで (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の四日市市公共下水道条例第17条第1項の規定は、平成30年4月分として徴収する使用料から適用し、同年3月分以前の使用料については、なお、従前の例による。

(上下水道局経営企画課)